

確定拠出年金(DC)「投資教育」の充実に向けた取り組みについて

- 企業型DC加入者は年々増加しており、2013年3月末では442万人となっている
- 制度導入時に、ほぼ全員が投資教育を受講しており、導入後の継続教育の実施率も上昇してきている
- 投資教育の内容は、「最低限習得すべき金融リテラシー」を踏まえた充実化の検討が必要
- 実施率向上に向け、事業主の継続教育実施をサポートする対応の検討が必要

DCの現状と教育の法的位置付け

- 企業型DCの加入者は442万人
(2013年3月末現在)
- DC投資教育は事業主の努力義務
(確定拠出年金法22条)
- 教育内容、実施方法は法令解釈通知で規定
- 「最低限習得すべき金融リテラシー」とDCの投資教育との共通点は多い

<DCにおける教育項目>

- ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
- ② 金融商品の仕組みと特徴
- ③ 資産の運用の基礎知識
- ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

⇒ 詳細別紙

DC継続研修(継続教育)の実態

(各種アンケート調査より)

- 実施状況
導入時: ほぼ全員が教育を受講
継続: 約6割が実施済みまたは予定
(実施率は年々上昇)
- 認識
事業主は「教育は義務」であるとの認識
未実施事業主も約8割が「必要」と認識
- 実施方法
「セミナー・集合研修」が多いが、「eラーニング」「社内イントラ・メール」「紙媒体」「映像・動画」などを活用して実施
- 継続教育の狙い
加入者のレベルや導入時期によって狙いは異なる
- 実施しない理由
「コストを含む物理的な問題」「重要度の認識」や「教育効果」等、理由は様々

⇒ 事業主の教育実施を運営管理機関も実務面でサポート

さらなる投資教育の充実のために

- 投資教育の内容は、「最低限習得すべき金融リテラシー」を踏まえ、さらなる充実化を検討する必要がある
- 継続教育は「セミナー・集合研修」を基本に、様々なツールの周知で、実施方法の多様化を進める必要がある
- 経営層及び企業担当者など関係者の継続教育及びその効果への理解を高め、実施率を向上していく必要がある

○ 今後の検討課題

さらなる投資教育の充実に向けた取り組みとして、内容の充実、事業主の継続教育実施をサポートする継続教育の実施方法や効果測定の方法を検討していく

【別紙】 最低限習得すべき金融リテラシーと確定拠出年金(DC)の投資教育の共通点

- 投資教育の内容は法令解釈通知※1で規定され、「最低限習得すべき金融リテラシー(4分野15項目)」との共通点多数。

第2 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項 3.法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容		「最低限習得すべき金融リテラシー」の 4分野・15項目との対応 ※2
確定拠出年金制度等の 具体的な内容	確定拠出年金制度等の具体的な内容 「ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ」 「イ 確定拠出年金制度の概要」	
金融商品の仕組みと特徴	預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項 「ア その性格又は特徴」「イ その種類」「ウ 期待できるリターン」「エ 考えられるリスク」 「オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等」	【金融分野共通】 項目6 金融経済教育において基礎となる重要な事項(金利(単利、複利)、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等)や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解 項目7 取引の実質的なコスト(価格)について把握することの重要性の理解
資産の運用の基礎知識	「ア 資産の運用を行うに当たっての留意点(すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること)」 「イ リスクの種類と内容(金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク等)」 「ウ リスクとリターンの関係」 「エ 長期運用の考え方とその効果」 「オ 分散投資の考え方とその効果」	【資産形成商品】 項目12 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことへの理解 項目13 資産形成における分散(運用資産の分散、投資時期の分散)の効果の理解 項目14 資産形成における長期運用の効果の理解
確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計	「ア 老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性」 「エ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方」等	【1. 家計管理】 項目1 適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化 【2. 生活設計】 項目2 ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解

※1 確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)

※2 記載した項目以外についても、例えば「項目8~11【保険商品】【ローン・クレジット】」は「確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計」の中に含まれていると考えており、共通点は多数存在する。